

第 67 回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和 3 年 7 月 26 日 (月) 開会 14 時 00 分 閉会 15 時 29 分

場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 全員協議会室

案 件

1 諮問案件

(1) 電子決裁機能を有する文書管理システムの構築に係る個人情報の保護について

【総務部 法制室】

2 その他

出席委員

(会長) 畠田 健治 (副会長) 河野 和宏

塩路 裕子 瀧澤 廣成 中西 清美 平山 雄一 廣瀬 恵美子

宮前 正利 宮本 修

欠席委員

坂元 耕兵 豊永 泰雄

出席市職員

<実施機関(説明者)>

案件(1): 法制室 (参事) 由利 宏樹 (主幹) 佐藤 浩一 (主査) 武田 賢治

<事務局>

市民部 (部長) 高田 徳也

市民総務室 (室長) 中川 久一 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫

傍聴者 無し

1 諮問内容

(1) 対象業務

公文書の作成を伴う全ての業務

(2) 概要

ア 目的

決裁の電子化及び公文書管理の電子化

イ 効果

(ア) 電子決裁

意思決定の迅速化

(イ) 文書管理の電子化

- ・ 文書の所在把握及び履歴管理の容易化
- ・ 文書保存スペースの削減
- ・ 文書引継ぎ及び廃棄業務の合理化

(3) 諮問理由

電子決裁機能を有する文書管理システムの導入に伴う庁内文書の電子化により、起案文書等の紙文書に記載されていた個人情報も電子化され、システムによって管理されることとなります。このことが、第12条の電子計算機処理の制限及び第13条の実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限に該当するため。

2 議事要旨（委員からの質問）

委員： 承認決裁中に文書管理システムに障害が発生した場合はどうするのか。

実施機関： 長期にわたる障がい時においては、紙決裁に切り替え、決裁途中のデータは取消削除することになると考えています。

委員： 新システムを導入しても紙決裁も残るのか。

実施機関： 電子決裁100%を目標とするが、完全な移行が難しい場合、紙決裁との併用を想定しています。

委員： 新システムの書庫管理機能について、新システム稼働時からデータを蓄積していくのか、それとも新システム稼働時に現行システムからのデータ移行も行うのか。

実施機関： どちらも考えられ、現時点では未定です。

委員： データ移行を行う場合、業者に委託して行うのか、職員が行うことになるのか。

実施機関： 現行システムの維持管理を行っている業者に委託することになると思います。

委員： 現行システムで作成した紙決裁を PDF 化して新システムに取り込むといったことは考えていないのか。

実施機関： 考えていません。

また、現行システムから新システムへのデータ移行については、毎年作成するような定型の起案を作成する際に前年度のデータを参照入力するために行うものです。

委員： 決裁途中で文書の修正を行った場合、修正過程は残るのか。

実施機関： 版の管理が行われるので、修正過程は残ることになります。

委員： 新システムではセンシティブ情報も扱うと思うが、セキュリティについて説明してほしい。

実施機関： 本件はプロポーザル方式により契約候補者を選定予定であり、詳細なシステムの内容等が確定していません。よって、現時点では、データを蓄積するサーバーについては、大きく二つの方法が考えられます。

ひとつは、庁内サーバーを利用する方法です。この方法では、外部とつながらない庁内ネットワーク内でデータを管理することになります。

もうひとつは、業者が用意するクラウドサーバーを利用する方法です。こちらの方法は、更に二つの選択肢があり、行政機関のみがつながる LGWAN のネットワーク内にデータサーバーを置く方法と、データサーバーと専用回線で直接結ぶ方法が考えられますが、いずれの方法も外部からのセキュリティは確保されることになります。

また、内部に対しても役職や部署を指定した参照権限を付与することによりセキュリティを確保します。

委員： 新システム導入についての必要性について教えてほしい。

実施機関： まず、国が進める行政の電子化という大きな流れがあります。そのうえで、紙文書による決裁であれば、出先機関が本庁に運んだり、複数部署に決裁がまたがる場合、順番に決裁を行う必要があります。しかし、電子決裁を導入することにより、運搬する必要がなくなり、また複数部署にまたがる決裁であっても同時並行的に決裁を回すことが可能になり、事務の効率化につながるものと考えます。

また、紙文書の保管については、現行では保管スペースの問題があります。しかし、文書の電子化により、一部の紙文書を除き、大半の文書は保管スペースが不要となります。

委員： 窓口で市民が提出した申請書などは、市が受理した後、パソコンに打ち込んでいるのか。それとも紙文書のまま保管されるのか。

実施機関： 紙文書のまま保管されます。

委員： 紙文書のまま保管されるものは、減少傾向にあるのか。

実施機関： 増減の傾向について、きちんとした調査はできていませんが、各部署で一定数の紙文書はあります。

委員： 今後は、窓口に行かなくても自宅からパソコンで様々な手続きができるようになるのか。

実施機関： 各部署で電子申込システムの利用を進めようとしているところです。

電子申込システムを利用できる手続は増加傾向にありますが、紙文書による手続も残ると思われます。その場合、紙文書を決められた期間保存することになります。決裁方法が電子決裁となっても、現時点では紙文書があればそれが原本となり、電子申込システムで申し込まれたものは、電子データが原本となります。

委員： 具体的なシステムの中身が決まるのはいつ頃か。

実施機関： 9月定例会に補正予算をあげ、議会で認められた場合、プロポーザル方式で業者を決めていく予定であるため、来年2月頃になります。

委員： 業者が決まらないと、基本的にはシステムも分からないということか。

実施機関： システムの基本的な要件などはありますが、細かい機能の部分などは業者によって変わってくると思います。

委員： 新システムの文書データをパソコンにダウンロードすることはあるのか。

実施機関： その文書データを見ることができる権限のある者であれば、ダウンロードすることができる機能はあります。

委員： その文書データをUSBメモリなどに取り込むことも可能か。

実施機関： 基本的には、USBメモリへの取り込みは禁止されています。必要な場合は、全庁的に情報セキュリティポリシーに則ったやり方になります。

委員： 災害に対する備えはどうするのか。

実施機関： クラウドサーバーの場合、業者は耐震要件を満たした複数のデータセンターを用意しているので、全データセンターが壊滅することは考えにくいです。

庁内サーバーの場合、各種メディアにバックアップを作成することになるため、本庁が壊滅的被害を受けた場合はバックアップも損壊する可能性があります。

委員： メール連携機能とあるが、送付先はどこを想定しているのか。

実施機関： 庁内の各部署宛に送信します。新システムでは、例えば庁内に照会を行う場合、照会文書を作成し、電子決裁後、庁内の特定の部署宛に照会文書を送付します。照会文書を受けた部署は、それを収受処理したうえで、回答文書を作成し、電子決裁処理を行った後、回答文書を送付するといった一連の流れがすべて新システムで完結することになります。

外部からのメールは、メールサーバーに新システムからアクセスし、新システムに取り込むことになります。

委員： 外部へのメール発出は、新システムから直接送信するものではないということでしょうか。

実施機関： お見込みのとおりです。オプション機能として、メールソフトと連携して外部への送信も可能となるようですが、現時点では当該機能の導入は考えていません。

委員： 新システム導入による節減効果の試算などは持っているか。

実施機関： 明確な数字は持ち合わせていませんが、効果としては、コピー用紙の削減、テレワークへの対応、執務室の分散、起案文書等の運搬の省略などが見込めます。

委員： 仮に新システムを導入しない場合、国や府に対して支障が出るなどのデメリットはあるのか。

実施機関： 特にないと考えます。

委員： 過去に当審議会で審議してきたシステム案件では、どのような必要性があるため、どのような個人情報を、どのようなセキュリティの下で取り扱うのか、具体的な説明を受けて審議してきた。しかし、今回の案件では、システムの詳細が分からず、また取り扱う情報も個人情報全般とされており、審議が非常に難しい。

3 委員間協議・裁決

実施機関に対して、改めてプロポーザル方式による業者選定に係るシステムの基本要件や想定される個人情報の例示などの補足説明資料の提出を求め、再審議を行うこととする。